

第6章 営繕工事

6-1 (営繕工事の設計書の作成要領) 設計書の目的

「第2章 2-1 設計書の目的」による。

6-2 (営繕工事の設計書の作成要領) 設計書の構成

営繕工事については、「第2章 2-2 設計書の構成」は以下のとおり読み替える。

設計書は、大きく分けて次の4区分から構成されている。

- (1) 表紙・工事概要 (2) 工事費内訳書 (3) 別紙明細書 (4) 代 価 表

6-2-1 表紙・工事概要

当該工事の主要な諸元の概要を表示するものである。

- (1) 工事名、工事場所、工期
各々に記載する。
- (2) 設計説明
工事の規模、構造の概要、工事の内容及び工法等の工事主旨が理解できるよう事項を簡明に記載する。
変更設計書の場合は、変更する理由に重点をおき施工済状況等も併せて記載する。
- (3) 工事概要
工事種目、項目、構造・階数、工事種別、建築面積、延べ面積等について簡明に記載する。
なお、変更設計書の場合は、変更する内容に重点をおき記載する。

6-2-2 工事費内訳書

工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（最新版）による。

なお、同書式は国土交通省のホームページより入手できる。

6-2-3 別紙明細書

一式で表示した細目の内容について記載したもの。

6-2-4 代 価 表

単位当りで金額を算出したもの内容について記載したもの。

6-2-5 設計書附属書類

- (1) 施 行 伺
工事を施行する場合には、北陸地方建設局直轄工事等施行要領（昭和42年5月23日付け北建訓第14号）により局長に伺うものであり、これには設計関係図書を添えて手続きをする。
- (2) 仕 様 書
仕様書には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書並びに建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）と特記仕様書がある。標準仕様書等は公共建築工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、特記仕様書は対象とする工事に応じて、特に必要な事項について明記したものである。

(3) 図 面

設計者の意思を一定の規約に基づいて図示した書面をいい、施工位置や、規格、寸法等の施工内容を示したものをいう。

6-3 (営繕工事の設計書の作成要領) 設計書の様式

設計書には、当初設計書及び変更設計書がある。

〔解 説〕

現場事務整理要綱の運用方針(昭和34年北建達第12号)の中では、北陸地方建設局直轄工事等施行要領(昭和42年5月23日付け北建訓第14号)によるようになっており、その中で設計書は、「北陸地方建設局設計要領」に基づいて作成するものとなっている。

6-3-1 電算による積算の場合

営繕工事の電算による設計書様式は、営繕積算システムRIBC2(営繕積算システム等開発利用協議会委託一般財団法人建築コスト管理システム研究所)による。

なお、設計説明は別紙で作成する。

6-3-2 手計算による積算の場合

手計算による設計書様式は、「第2章 2-3 設計書の様式 2-3-2 手計算による積算の場合」に準じる。

6-4 (営繕工事の設計書の作成要領) 設計図書の綴じ方

「第2章 2-4 設計図書の綴じ方」に準じる。

6-5 (営繕工事の設計書添付図面等作成要領) 図面作成上の基本事項

- (1) 設計図面の作成、取扱いについては、本要領によるほか、建築工事設計図書作成基準(最新版)、建築工事設計図書作成基準の資料(最新版)、建築設備工事設計図書作成基準(最新版)、建築設備工事設計図書作成基準の資料(最新版)によるものとする。
なお、各基準等は国土交通省のホームページより入手することができる。
- (2) 建築工事標準詳細図、公共建築設備工事標準図に収録されているものを使用する場合は、番号や区分等を明示するだけで図面は付けないものとし、簡素化に心掛ける。
- (3) 設計図面の作成にあたっては、配置及び縮尺などを充分検討し、極力図面枚数が少なくなるように配慮する。
- (4) 設計図面の作成にあたっては、工事目的物を表す図面と設計、施工上参考とする図面が別葉となるように留意するものとする。
 - ① 設計図は工事設計書の添付図面となるもので、工事目的物の規格寸法ならびに設計施工条件を明示した図面である。
 - ② 参考図は数量計算、積算、施工において参考とする図面で、工事設計書には添付されない。
図の種類としては、仮設図、施工要領図などが該当し、必要に応じて作成する。
- (5) CAD作成上の原図の用紙サイズは、JIS Z 8311(製図-製図用紙のサイズ及び図面の様式)によるA1を標準とするが、A3での出力について配慮する。
- (6) 表紙・図面目録はつけない。

6-6 (営繕工事の設計書添付図面等作成要領) 設計変更図面作成上の留意事項

- (1) 変更設計図は、変更を伴った設計図のみを添付する。
- (2) 元設計図と区別できるよう、表題欄の右上に赤色で「変更」と表示する。変更が数度に及ぶ場合は「第#回変更」と表示する。
- (3) 変更設計図は、○印で囲んだ変更番号を記入し、変更箇所・変更内容を表示する。
- (4) 設計審査承認時には、変更設計図ではなく元設計と変更設計が対比できる変更比較図を添付する。
- (5) 変更比較図は、元設計図をもとに変更設計値・変更設計形を雲マーク等で囲い、見え消し及び着色にて表示する。ただし、元設計が概算数量発注として計上されている場合は、対比表示しなくてよい。また、設計変更が数度に及ぶ場合は、直近前の設計と今回設計のみを記入する。
- (6) 変更時に新規で追加した図面は、表題欄の輪郭線を赤色にする。

6-7 新営建物の基準

一般庁舎の面積算定にあたっては、新営一般庁舎面積算定基準による。